

事務連絡
平成22年10月19日

各 都道府県 介護関連施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

社会保険診療報酬支払基金により助成金の交付を受けて整備
した老人保健施設等の財産処分に係る取扱いについて

平素より、介護関連施設等整備の推進及び補助金の適正な執行につきまして、格別
のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に
おいて、別途定められた手続きにより行われているところですが、当該財産処分につ
いては、今般、一部改正した「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ
いて」の対象にはならず、従来どおり、支払基金において、処分の承認に係る適切な
事務処理が行われる必要があります。

各都道府県におかれましては、引き続き、必要な手続きの実施に向けて遺漏なく対
応が図られるよう留意願います。

なお、具体的な取扱いについては、下記を参照の上、必要に応じて支払基金あて照
会願います。

記

1. 対象

- 平成5～10年度特別保健福祉事業費助成金により整備された老人保健施設
- 平成6～11年度老人保健拠出金事業助成金により整備された老人保健施設等

2. 添付資料（参考）

- 別紙「整備財産の処分申請に係る取扱等」

3. お問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 高齢者医療部 企画調整課

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

TEL 03-3591-7441 (内線 425, 426) FAX 03-3591-7563

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

TEL 03-5253-1111 (内線 3928, 3927)

別 紙

「整備財産の処分申請に係る取扱等」
(社会保険診療報酬支払基金分)

区分	処 分 申 請 の 内 容			処分申請の承認に当たっての条件
	一般的な処分事例	助成時の 整備財産	処分後の 整備財産	
目的に 反して 使用	介護保険の給付対象事業用として使用(転用)			次の1~3の条件を付す。 1 再度財産処分する場合は、新たに理事長の承認を受けること。 2 財産処分にあたり収入があった場合は、その収入を基金に納付せることがあること。 3 財産は善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運営を図ること。
	事業者の負担により同等以上の同種の財産を別に取得し、事業を継続			
	整備財産は取壟すが、事業者の負担により同等以上の同種の財産を取得し、事業を継続		取壟し	
	助成金交付の目的の事業を廃止			(条件を付さない) ※ 返還額は処分制限期間の残存年数を基に算出
譲渡	他の医療法人、社会福祉法人に無償譲渡(同事業を継続)			上記1~3に次の4を加えた4つの条件を付す。(譲受人) 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	他の医療法人、社会福祉法人に有償譲渡			(条件を付さない) ※ 返還額は原則譲渡金額に助成率を乗じて算出
交換	同等以上のものと交換			上記1~3に次の4を加えた4つの条件を付す。 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	同等未満のものと交換			
貸付	他の医療法人、社会福祉法人に無償貸付(同事業を継続)			上記1~3に次の4を加えた4つの条件を付す。(借主) 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	他の医療法人、社会福祉法人に有償貸付			(条件を付さない) ※ 返還額は原則契約金額に助成率を乗じて算出

- 注1. 社会保険診療報酬支払基金が[医療法人等事業者]に対し交付した施設等整備に係る助成金は次のとおり。
- ① 特別保健福祉事業費助成金(平成5年度確定分から平成10年度確定分)
 - ② 老人保健拠出金事業助成金(平成6年度確定分から平成11年度確定分)
- <参考(整備事業名及び助成状況)>
- ◆ (介護)老人保健施設整備・・・①及び②を交付
 - ◆ 老人訪問看護ステーション整備・・・②のみ交付
 - ◆ 療養型病床群転換整備・・・②のみ交付(平成8年度~平成11年度)
2. 医療法人等事業者において、財産処分に該当する事例が生じた場合は、各年度の助成金交付要領の定めに基づく別添の「助成金により取得した整備財産の処分承認申請について」による申請が必要となります。ただし、厚生労働省告示の処分制限期間内の整備財産に限ります。
3. は「助成金の返還なし」、及びは「助成金の返還あり」を表します。

発第 号
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

法人名

印

代表者名

所在地

電話番号

助成金により取得した整備財産の処分承認申請について

平成 年度老人保健拠出金事業助成金・特別保健福祉事業費助成金により整備した財産については、
次のとおり財産処分したいので、関係書類を添えて申請します。

1 整備事業名

2 処分に係る施設の名称及び所在地

名 称	
所在地	

3 申請の理由

4 謙渡先、交換先又は貸し付け先

名 称	
所在地	

5 処分に係る財産

(1) 施設整備分

(2) 設備整備分

品 目	規 格	数 量	単 価	金 額

6 処分後の用途

7 期日

- | | | | | |
|-----------------|----|---|---|---|
| (1) 開設許可又は指定年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 事業開始年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (3) 事業廃止(予定)年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (4) 財産処分(予定)年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |

記載要領

「1 整備事業名」

老人保健施設整備事業、老人訪問看護事業所（老人訪問看護ステーション）整備事業又は療養型病床群転換整備事業の別を記載すること。

「2 処分に係る施設の名称及び所在地」

処分申請に係る施設の名称及び所在地を記載すること。

「3 申請の理由」

処分申請に係る理由、処分の形態（無償譲渡、有償貸し付け等）を記載すること。

「4 譲渡先、交換先又は貸付先」

処分の形態が譲渡、交換又は貸し付ける場合、その相手先の名称及び所在地を記載すること。

「5 処分に係る財産 (1) 施設整備分」

施設整備費に係る処分申請の場合、処分対象となる整備財産の延べ面積、階（数）等を記載すること。

「5 処分に係る財産 (2) 設備整備分」

設備整備費に係る処分申請の場合、処分対象となる整備財産の品目、数量及び金額等を記載すること。

「6 処分後の用途」

処分後の整備財産の用途を記載すること。

「7 期日 (1) 開設許可又は指定年月日」

老人保健施設整備事業又は療養型病床群転換整備事業の場合は、開設許可年月日を記載すること。

老人訪問看護事業所（老人訪問看護ステーション）整備事業の場合は、指定年月日を記載すること。

「7 期日 (2) 事業開始年月日」

事業開始年月日を記載すること。

「7 期日 (3) 事業廃止（予定）年月日」

事業の廃止の場合、事業廃止（予定）年月日を記載すること。

「7 期日 (4) 財産処分（予定）年月日」

財産処分（予定）年月日を記載すること。

添付書類等

○ 処分申請時に事業者が添付すべきもの

- 1 実績報告書の写し
- 2 確定額通知書の写し
- 3 整備財産を譲渡、貸付又は交換する場合は、財産処分に係る相手方との契約書（案）及び定款並びに理事会議事録等の写し
- 4 整備財産（施設整備分）処分前・処分後の状況を表示した図面
- 5 処分内容によっては、都道府県主管課の意見書等

一 申 請 書 の 提 出 先 等 一

- 1 医療法人等事業者は、管轄する都道府県主管課に提出
- 2 都道府県主管課 ⇒ 厚生労働省老健局高齢者支援課 ⇒ 支払基金
- 3 支払基金理事長の承認通知・・・厚生労働省老健局高齢者支援課 ⇒ 都道府県主管課
⇒ 医療法人等事業者